

令和6年度第1回川崎市都市景観審議会専門部会議事録

- 1 開催日時 令和6年8月5日（月）午前10時00分から午前11時30分
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎 201会議室
- 3 出席者 委員）鈴木委員、有賀委員、小泉委員、高永委員、依田委員
事務局）まちづくり局計画部 武藤部長
景観・地区まちづくり支援担当 雛元担当課長、山本担当係長、若林主任、
岩本職員
関係職員）市街地整備部 地域整備推進課 千田担当課長、田中担当係長、小林職員
- 4 議題 （1）鷺沼駅前景観計画特定地区への指定について（報告）
- 5 傍聴者数 0名

令和6年度第1回川崎市都市景観審議会専門部会議事録

(雛元担当課長)

本日は、御多忙のところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、まちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当の担当課長の雛元でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

あわせて、事務局側の職員を紹介いたします。

まちづくり局の計画部長の武藤でございます。

(武藤部長)

武藤でございます。よろしくお願ひします。

(雛元担当課長)

景観・地区まちづくり支援担当、担当係長の山本でございます。

(山本担当係長)

山本です。よろしくお願ひいたします。

(雛元担当課長)

主任の若林でございます。

(若林主任)

主任の若林です。よろしくお願ひいたします。

(雛元担当課長)

担当の岩本でございます。

(岩本職員)

岩本でございます。よろしくお願ひします。

(雛元担当課長)

次に、部会の開催に当たりまして、本日の定足数について御報告いたします。

委員総数6名中、本日、木下委員が欠席でして、5名の委員の出席を得ておりますので、都市景観条例施行規則第30条第2項の規定に基づき、本部会は成立していることを御報告いたします。

次に、本会議の公開につきましてですが、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、公開とさせていただきたいと存じます。

また、同条例に基づきまして、会議録に発言者名を明記することとしております。会議録作成のため録音させていただきますので、発言の際にはマイクの使用をお願いいたします。

次に、本日の資料ですが、お手元のタブレット端末に用意してございます。不具合や操作方法が分からないなどがございましたら、会議の途中でも結構ですので、遠慮なく職員の方にお申し出くださいませ。また、お手元の書類ケース、こちらのほうはぜひご参照いただくための資料をご用意しております。

それでは、これからの司会進行は部会長にお願いいたします。

部会長、よろしくをお願いいたします。

(鈴木部会長)

おはようございます。それでは、これより令和6年度第1回川崎市都市景観審議会専門部会を開催いたします。

議事に入らせていただく前に、議事録の確認についてでございます。

委員の方の持ち回りでお願いしておりますので、今回も私のほうから指名させていただき、依田委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(依田委員)

はい。

(鈴木部会長)

それでは、依田委員、お願いします。

本日、傍聴の申出はございますか。

(雛元担当課長)

今のところございません。

(鈴木部会長)

では、この後、傍聴の方がお見えになりましたら、事務局で適宜入室をさせていただきます。

それでは、次第の2、議題に入ります。

議題1、鷺沼駅前の景観計画特定地区への指定について、事務局から御説明をお願いいたします。

まちづくり局市街地整備部地域整備推進課の方がお見えになっているようですので、どうぞ入室していただいでください。

(岩本職員)

それでは、議題1の鷺沼駅前地区景観計画特定地区への指定について説明いたします。

主に、3月の専門部会からの変更点を中心に説明いたします。

それでは、スクリーンをご覧ください。

まず、検討状況等についてでございます。

今年1月30日の令和5年第2回都市景観審議会において、事業概要・景観形成の方向性・景観形成方針(案)を説明いたしました。

その後、3月26日の専門部会において、景観形成基準を提示し、地区の特性を捉えた内容とし、生活者の視点をもって表現すべきとの意見をいただきました。

その結果、見直しに当たって、社会動向や本市の施策を踏まえるとともに、都市計画マスタープラン宮前区構想で示す地区特性やめざす姿、市民が捉える地区の魅力や「こうなったらいいな」という想いとして、右の写真のように「鷺沼駅前に移転を予定している宮前市民館・図書館の管理運営計画の策定の参考にするために実施した新しい宮前市民館・図書館を考えるワークショップ」などから、鷺沼駅前に求められる景観を検討いたしまし

た。

続きまして、事業の進捗状況の特定地区の指定のスケジュールについてでございます。
事業の進捗状況ですが、設計の見直し等があり、遅れが生じています。

一方で、景観計画特定地区の想定スケジュールとしましては、今回の審議会での報告において、御意見等を頂戴した後に、確認等を得た上で、景観計画特定地区への指定に向けた庁内手続を行い、諮問を行い、来年夏頃の指定をめざします。

そうすることで、より景観形成基準に即した計画が可能になると考えております。

ここで、鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業の進捗状況等について説明いたします。
担当部署のまちづくり局市街地整備部地域整備推進課への説明を代わります。

(千田課長)

まちづくり局地域整備推進課の千田でございます。よろしくお願いいたします。

事業の進捗状況について、説明させていただきます。

資料左上の2の準備組合からの進捗状況の報告についてでございますけれども、こちらは令和6年7月3日付で、準備組合から市に対しまして、鷺沼駅前地区再開発事業の今の進捗状況の報告がありました。それを基に作成したものの抜粋でございます。

この継続的な設計の深度化と社会経済情勢の変化の対応につきましては、令和2年度から令和4年度にかけて、コロナを起因とした再開発事業の再検証を実施しておりますけれども、令和4年11月以降の再検証で検証結果の提出以降も、計画の検討・検証を継続して行ってきたおりましたけれども、市から準備組合に対しましては、①の鷺沼の自然や地形を生かした建築計画や、②の歩いて楽しく居心地のいい空間づくり、③の連続的なにぎわいが駅から周辺市街地にまで広がっていくウォーカブルな駅前広場等の整備を求めてまいりました。

これらに加え、昨今の資材費・労務費の高騰などの社会経済情勢の変化への対応を図るため、準備組合で事業計画の見直しや設計の深度化を進め、今回の進捗状況の報告に至ったものでございます。

以下の準備組合報告書から抜粋した資料でございますけれども、赤字につきましては川崎市が補足説明として付け加えたものでございます。

なお、変更した事業スケジュールにつきましては、先ほどのスライド1ページ前で景観・まちづくり支援担当のほうから説明がありましたので、ここでは割愛させていただき、事業計画と駅まち空間の検討状況を説明させていただきます。

(1)の事業計画でございますけれども、アの本市要望等を踏まえたイメージコンセプトにつきましては、設計の深度化をするに当たり、みどりや坂が多い鷺沼の風景との調和や多様な人がにぎわうウォーカブルな駅前空間などをイメージしたものとなっております。
次に、イの建物計画でございますが、ウの計画断面図と併せてご覧ください。

従前の計画からの主な変更点につきましては、このコンセプトに基づく見直しに加え、表の右側に赤字でお示ししているとおり、階数、最高高さ、住宅戸数はそれぞれ減少して

おります。容積率や商業や住宅、市民館、図書館、ホール、区役所、そういった主要用途の変更はございません。

資料右上をご覧ください。

(2) のエリア価値向上に寄与する魅力的な駅まち空間の創出検討についてでございますが、組合では、令和4年11月以降、アの駅まち空間の創出として、駅前広場の魅力的な公共スペースの創出と地域とのつながりやまちの一体感の醸成、地域のシンボルとなるような駅まち空間の実現に向け、関係者と協議を進めております。

また、イの交通結節機能として、雨に濡れない駅前街区と交通広場、地下駐車場等へのアクセスや、北街区への地下通路等の移動ルートの検討を進めております。

現在は、これまでの検討に加え、組合として駅と再開発事業の連携による回遊性や利便性の向上に向け、検討に取り組んでいるところでございます。

下の駅前広場イメージ図は、鷺沼駅から南東方面を見たものとなっております。

今後、検討が深度化するにつれ、より具体的な取組内容が報告されるものと考えております。

簡単で恐縮ですが、準備組合からによる昨今の社会経済情勢の変化を踏まえた設計の見直しや事業計画の深度化の進捗状況の説明は、以上でございます。

(岩本職員)

続きまして、それでは、基本目標・方針について説明してまいります。

スクリーンでは、項目ごとに説明してまいります。タブレット上の資料としまして、戻るを押していただきまして、04資料2、景観形成方針基準(案)というものがございます。こちらは景観形成方針・基準を表にまとめておりますので、併せてご覧いただければと思います。

それでは、基本目標・基本方針(案)について説明をします。

目標としましては、三つございます。

基本目標(1)としまして、協働のまちにふさわしい「にぎわいや温かみ」を感じ、コミュニティが育まれる街なみづくりとし、その方針として明るい広がりがある交流空間を創出する。人の動きが感じられる開放的な空間構成とするとしています。

こちらの検討の軸と考え方ですが、「人」を軸としまして、宮前区の特徴の一つとして地域活動が盛んなことが挙げられ、都市マスにおいて、市民・事業者・市の協働によるまちづくりをめざしています。こどもから高齢者まで様々な世代が多い宮前区において、人が集い、交流して「にぎわい」や「温かみ」を感じ、コミュニティを育ていけるような街なみや空間づくりをめざし、設定しています。

続きまして、基本目標(2)としまして、丘陵部の住宅地にふさわしい「安らぎや誇り」を感じ、住み続けたい街なみづくりとしています。その方針として、様々な世代がくつろいで過ごせるような落ち着いた空間を創出する。区民が愛着と誇りを持てるランドマークを形成するとしています。

こちらは「時」を軸としまして、昭和41年に鉄道が延伸して鷺沼駅が開業し、本格的な市街化が進み、ベッドタウンとして発展してきました。朝、鷺沼駅から目的地へ向かい、活動を終えて帰ってくる。「自分の住むまち、鷺沼に帰ってきた」という安堵感のある街なみをめざし、「安らぎ」と表現しています。

また、将来に向けては、地域住民がこの場所に誇りを持って住み続け、時を経ることにより、本特定地区が区を代表する地域生活拠点として象徴的な場となり、風格がつくられていくものと考えています。

続きまして、基本目標（3）としまして、豊かな自然を守り育む宮前区の丘陵部にふさわしい「自然や地形」を感じ、歩いて楽しい街なみづくり。坂道や起伏などの地区を貫く尾根線がつくり出す地形を生かし、魅力的な歩行空間を形成するとしています。地区の「庭」として、将来にわたり豊かな自然を身近に感じる街路景観・街区を形成するとしています。

こちらは「自然」「地形」を軸として、宮前区は自然が多く、地形の変化があるため、坂に名前がつくとともに、「散歩のしがいがある」との意見もあります。散歩がより楽しくなる街なみが一部となることをめざし、設定しています。

次に、景観形成基準（案）について説明してまいります。

お示ししている写真は、基準をイメージするものとして、参考までにご覧ください。

まず、建築物または工作物の形態意匠の制限について、建築物等のデザインでございませぬ。

（1）ですが、前回の専門部会から風格という言葉を見直しています。シルエットに配慮した質の高い形態・意匠とするとともに、落ち着いたデザインとするものとするとしています。

（2）（3）については、3月専門部会と同様になります。

（4）については、中低層部は歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを演出するため、高層部のデザインと切り替えるものとするとしています。

（5）については、変更ございません。

（6）は、高層部は、空になじむような落ち着いた色彩にするものとするとしています。

（7）建築物の壁面が長大となる場合は、圧迫感を軽減させるものとするとしています。

（8）建築物の外観に使用する素材は、汚れにくいものや変色しにくいものなど、可能な限り、美観の持続性に配慮した質の高いものを選定するものとするとしています。

（9）から（12）までは、特に前回の専門部会から変更はございません。

次に、外観の色彩に関する制限についてでございます。

前回の専門部会での御意見を踏まえ、中低層部の外観の色彩における基準として、基調色・強調色・アクセントカラーの3段階に見直しています。

また、基本目標・方針の見直しを踏まえ、温かみのある街なみづくりの観点から、基調色において、中低層部における彩度の下限を設定しています。

（1）及び（2）ア、高層部については、前回の専門部会からの変更はございません。

イからエ、中低層部（地上4.5メートル以下の部分）でございます。

こちらにつきましては、中低層部においては、景観形成基準の丘陵部ゾーンから、寒色系の色彩を基準から外すとともに、温かみがある街なみをめざすため、彩度の1以上とするものでございます。

また、中低層部においては、（ウ）のとおり、面積基準があり、面積基準としましては、イ、基調色として、外観の80%を超えて使用すること。

ウ、強調色として、外観の20%未満で使用すること。

エは、後ほどですが、アクセントカラーとして外観の5%未満で使用することとしています。

このページでは、マンセル値で色相0Rから9.9Rの基調色について、明度8以上9未満かつ彩度1または明度3以上8未満かつ彩度1以上彩度2以下として、0Rから9.9Rの強調色は、明度9以上の彩度とします。明度3以上9未満かつ彩度1未満、明度3未満かつ彩度2以下としています。

続きまして、マンセル値で色相0YRから4.9YRの基調色は、明度5以上9未満かつ彩度1以上彩度4以下、または明度3以上5未満かつ彩度1以上彩度4以下でございます。

マンセル値で色相5YRから4.9Yの基調色は、明度8以上9未満かつ彩度1以上彩度2以下、または明度3以上8未満かつ彩度1以上彩度4未満としています。

強調色につきましては、0YRから4.9Yの場合には、明度9以上かつ彩度2以下、明度3以上9未満かつ彩度1未満、明度3未満かつ彩度4以下としています。

マンセル値で色相5Yから9.9Yの基調色は、明度8以上9未満かつ彩度1または明度3以上8未満かつ彩度1以上彩度2以下でございます。

強調色は、明度9以上かつ彩度1以下、明度3以上9未満かつ彩度1未満、明度3未満かつ彩度2以下としています。

色相0GYから9.9RPについては、強調色のみで、彩度1以下となっております。なお、基調色としての使用は不可でございます。

次に、エ、中低層部において、建築物等の壁面の5%未満の範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適応しないものとするとしています。

（3）表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとするとしています。

次に、広場・通りのデザインについて説明をいたします。

（1）広場等は、交流の場として、居心地のよい空間づくりをするものとする。

（2）通りは、潤いやにぎわいを感じながら、安全で快適な歩行ができる空間にするものとする。

（3）既存の商店街とのつながりに配慮するものとする。

（4）歩道状空地の舗装は、道路歩道部と調和させるとともに、道路との境界には塀及

び柵を設けないものとする。ただし、安全上やむを得ない場合は、この限りではない。

(5) 舗装材の色彩は、鷺沼駅や交通広場との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、アースカラーを基調とする。

(6) 坂道沿いに擁壁や塀を設置する場合は、魅力ある坂道景観となるよう、坂道の勾配になじむような形態・意匠・素材とする。

続いて、照明のデザインでございます。

照明のデザインにつきましては、前回の専門部会で意見を踏まえ、屋外と屋外から見える屋内照明を分けずに記載し、項目数を見直しています。

(1) 照明は、省エネルギー効果の高いものを使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。

(2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるもの及び地上階または屋外テラスに面する室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明は、この限りではない。

(3) 照明は、光源のまぶしさを考慮して、光源が直接見えないように努めるものとする。また、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。

(4) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するように努めるものとする。

写真は、外構に設置される屋外照明で、演色性が高く、暖かみのある光源を基調とするものの事例です。

次に、みどりのデザインについて説明します。

(1) みどりの演出等により、敷地内の様々な場所においてうるおいのある景観を創出するとともに、居心地のよい空間づくりをするものとする。

(2) 既存の街路樹との連続性に配慮した敷地内・施設の緑化に努めるものとする。

(3) 樹木の育成状況、植栽状況に応じた管理を実施する。

(4) 区民と協働でみどりを育てる仕組みづくりに努める。

最後に、適用除外についてでございます。

そちらについては、前回の専門部会からの変更はございません。

議題の説明については、以上となります。

(鈴木部会長)

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま説明がありました鷺沼駅前景観計画特定地区への指定について、委員の皆様より、御意見、ご質問などをお願いいたします。いかがでしょうか。

では、最初に私から、少しお話をさせていただきます。

基本的な方針などは、大変丁寧にまとめられておまして、非常に好感の持てる基本目標・方針、考え方については大変よろしいかと思いました。

今後これから、基本目標に沿って具体的な検討がされていくと思いますけれども、それ

について、私のほうから何点か気づいたことをお話しさせていただきたいと思います。

まず、にぎわいのあるところ、次のページの1個前の(3)中低層部については、大きな開口部などが開放的なデザインとし、ガラスなどというふうに書いてございまして、ぜひこのようにお願いしたいと思いますが、特に1階部分、グラウンドレベルにおいて、建築物のファサード面と公共空間、あるいは公共的空間のところ、いわゆるアクティブの延長をつくるということで、そこに様々な活動が起こるような配慮をいただければと思います。

ガラス面だけだと、中が見えても結局直接行けないという、出入りができないということもあるので、適宜そういう場所に入出口を設けることと、人々の出入りが可能なファサード面をつくるということについて、御配慮いただければと思います。

それから、この地区では市民活動は大変盛んだという、コミュニティを形成するということがありまして、この前段のほうに市民のワークショップなどを踏まえて、こういう経緯に至ったという御説明があったんですが、今後、再開発ということで関係者様との直接的な交渉が多くなると思うんですが、機会を設けて周辺のコミュニティ活動を担っていらっしゃる方々との継続的な対話というか、意見を入れるということに御配慮いただければと思います。

それから、みどりに関してのことなんですけれども、我々、毎日体験しても非常に夏、暑くなってきておりまして、こういう一つ一つのプロジェクトにおいても温暖化対策というか、ヒートアイランド対策などをきちんと実施していくことが大変重要かなと思います。

例えば、みどりに関しても、いろいろと記述があるんですけども、連続的な日陰をつくるということが一つ重要。可能な場所においてですけれども、中高木の配列が可能な場所においては連続的な日陰をつかって、少しでも歩行環境を改善する。

それから、建物の向きとかによりますけれども、樹木によって歩道上に日陰が落ちれば地表面温度の低減にもなり、ヒートアイランド防止効果になりますので、そういったことにも配慮して中高木の配置などに御配慮いただければと思います。

あとは、可能な範囲での緑被率の向上に御配慮いただければと思います。

それから、中高木に関しては、これは一般論に近くなりますけれども、大体3本以上まとまって植樹することによって、視覚的なキャッチというか、インパクトが強くなりますし、樹木が根っこから水分を吸い上げるわけですね。葉っぱからの蒸散作用というのもあって、それがある程度、樹木がまとまって起こることによって効果が高まるということもありますので、可能な範囲においては3本程度まとまった塊のある中高木の配置ということに御配慮いただけるといいかなと思います。

この地域で、一つ、水循環ですね。大気から地面の下、植物を通して水循環が行われるということによって環境的にも豊かになりますし、例えば小鳥が来るとか、地球環境ということもありますので、ミクロなレベルですけれども、水循環が起こるようなまちづくりということが一つポイントかなと思います。

それから、みどりに関しては、実際できた後の維持管理が大変重要になってきますので、計画段階からみどりの維持管理に関して、どのようになさるのかということについても検討されるのではないかと思います。

それから、長くなってすみませんけれども、やっぱりエネルギー消費量を減らすということで、これはもう既に配慮されているとは思いますが、建物の断熱性のところ、開放部の断熱性については配慮いただいて、冷房負荷がなるべく少なく済むような地区を目指していただきたいと。

あと、最後になりますが、テントとかオーニングに関して全面的に覆わないといったような話があったと思うんですけども、これが屋内広告をここにどうするかということがあって、できましたら第三者広告とは出さないというような規定で入れていただく。よく大きな飲料メーカーさんのとか、そういう第三者広告が並んでしまうと街なみ的にも個性が損なわれるということがありますので、この場所ではあまり心配されませんが、基本的な自家広告に限る。それから、テントの素材に関しては、できるだけ落ち着いた良質な素材を用いていただければと。

ちょっと長くなりましたが、私から取りあえず、以上です。

事務局から、何かご返答などあれば、伺いたいと思いますが。どうぞ。

(千田課長)

ありがとうございました。地区整備推進課、千田です。

今、何点か質問等ございましたけれども、まず、最初にあった1階のファサードに様々な人に配慮した人々の出入口ができるような、そういったようなお話がございましたけれども、スライドの4ページ目のほうで、右下に今回、準備組合の方から出てきた駅前広場のイメージなんですけれども、背にしているのは鷺沼駅で、鷺沼駅から南東方面、今、フレル鷺沼という建物があるんですけど、そちらの方面に向いたような絵でございまして、今回出てきた新しいパースという形で恐縮なんですけれども、こういったところからも分かるとおり、基本的には駅から再開発を抜けて1階からも奥に行けますし、2階に上がりながらもまた奥にも行けますし、また、左上にある建物が北街区という建物ですけれども、そちらへの出入りとか、そういったところに配慮しながらの今計画となっておりますので、御意見を踏まえながら、引き続き検討のほうを進めてまいりたいと思っております。

また、2点目では、周辺のコミュニティ活動、市民への配慮というお話等もございましたけれども、4ページのややちょっと上のほうに(2)で駅まち空間というのがあります、基本的に、当然この再開発をするだけではなくてというところで、駅とか、駅前広場、また、周辺市街地を一体的に捉えた魅力的な駅まち空間、そういったものの創出というのも市では掲げておりますので、当然、周りには商店街とか、住まわれている町会さんとかもいますので、この事業を行う上ではそういった方たちと適宜、事務局のほうでも調整しておりますので、そういった意見交換を通じながら御理解をいただき、または、場合によっては御意見を踏まえながら、配置していきたいなと思っております。

あと、3点目は、樹木の配置の話、ヒートアイランド対策の樹木の配置とか、あとは開口部の断熱性の話とかございましたけれども、今、設計の見直しを行いながら基本設計を行っている最中でございますので、御意見のほうは準備組合に伝えていきたいと思っております。

あと、みどりの維持管理のお話もございましたけれども、今、準備組合のほうで計画を検討しております、今年中に準備組合から都市再開発法に基づく法人格を有するような組合に変わります、この事業を行っていきます。

維持管理につきましては、この建物が建った後に、また新たな管理組合ができると思うんですけども、当然今みたいな御意見は、検証していかなければいけないものだと思いますので、これについても引き続き検証していけるように、組合のほうには申し伝えさせていただきますと思っています。

すみません、簡単で申し訳ありません。以上でございます。

(鈴木部会長)

御丁寧な返答、ありがとうございました。

みどりに関しては、私もつい最近、都内にできたかなり話題になっている再開発を見に行って、結構みどりがたくさん使われていますが、見ると竣工後さほどでもないのにもう枯れかけていたりとか、十分な維持管理がなされていないということも散見されて、それには当然費用も人手もかかるわけなんですけれども、なので、あまり無理して緑化面積を広げるといいとも思いませんけれども、着実な維持管理計画もぜひ一緒に検討いただきたいと思っております。

ありがとうございました。

(雛元担当課長)

私のほうからもよろしいでしょうか。

みどりのデザインに関しまして御意見いただきまして、今(1)のほうにみどりの演出と。これは先に部会長がおっしゃったように、いろんな高木、中木の配置とか、デザインのところも含めて演出と言っているのですけれども、そのほかに居心地のよい空間づくりをするということで、日陰をつくるということも含めて、言葉として居心地のよい空間ということで、こちらのほうに表現したんですけれども、今の環境みたい話は、ここに含まれるというふうに考えさせていただいてよろしいでしょうか。

(鈴木部会長)

考え方に関しては、それでよろしいと思っておりますけれども、ぜひ実現に向けて善処いただけたらと。

ちょっと建物の向きが、これを見て分からないんですけども、通りで見えていますとやっぱり日陰の多いほうに人が寄っていくというのが夏は見られて、ちょっとでも涼しいほうにというふうになっていますよね。もちろん四季があるので、夏だけではないんですけども、特に夏の暑さというのは非常に顕著になっておりますので、考えていただけたらということでございます。ありがとうございました。

(雛元担当課長)

高木を植えるということだけで終わらなく、ちゃんとそこが落とす光とかというのを季節によっても考えるようにということで対応していきたいと思います。

(会長)

そうしていただくと、あそこは涼しいからみんなそっちに歩くということが、多分現象としても、もちろん建物の影というのが恐らく大きなファクターではあるんですけども。

(雛元担当課長)

ありがとうございます。

あと、テントのお話の中で、第三者広告を出させないように、自家用広告に限るというところなんですけれども、今後、広告物についての基準をテナントの計画とかが固まりつつあるところで、再度検討して基準を定めていきたいと思いますので、その中に自家用広告物のみという記載も検討していければと思います。

(鈴木部会長)

ここは、この写真、お店の入り口付近なので、第三者広告はあんまり考えにくいんですけども、そのようなことと、あと素材に関しても御配慮いただければと思います。

では、高永委員、お願いいたします。

(高永委員)

資料については、本当に丁寧にまとまっているなと思いながらなんですけれども、1ページ目、新しいパースが加わっているページに配置図が欲しいなと思いました。

やっぱり久しぶりに見ると、ここが駅前から見たパースなんだろうなという予想ができるんですけども、キープランがちょっとありながら、駅があって、駅のどの方向から見たかみたいな、やっぱり配置図があると。今、川崎のウェブサイトをもう1回見直したりしていると、令和4年11月に準備組合のほうで出されている配置図というのが、やっぱりとても分かりやすく、それがいつもあったほうがありがたいなと思いました。

(雛元担当課長)

次回以降も基礎資料として御準備するようにいたします。ありがとうございます。

(鈴木部会長)

ほかにいかがでしょうか。有賀委員。

(有賀委員)

資料の05の1ページ目に新しいパースが出てきていて、その右側の鷺沼駅36号線のパースがあると思うんですけども、景観のほうでどういうふうにかくかというところに少し関連することであると、36号線側の1階部分というのが、やっぱりずっと垂直の擁壁が出て、これは建築擁壁だと思うんですけども、出てきますよね。これはターミナルの機能が裏側に入っているんですけども、計画上は、特に36号線側のこのパースの右側の1階部分。

(千田課長)

そうですね、擁壁の中に隠れていますけれども、1階部分は交通広場、裏側にバスターミナルが入っています。

(有賀委員)

それで、一案としては、ターミナル機能の裏側に入っている、入っていていいんですけども、この沿道側に、まさに基本方針に沿って言えば、交流とか、にぎわいとか、そういうものがやっぱり欲しいわけですよね。結構長い壁面じゃないですか、ずっと続く。となると、例えば建築的に平面計画の中で道路際は何かサービス・商業なのか、カフェなのか、分かりませんが、何か交流やにぎわいが生まれるような床用途を取りながら、そこについての景観的な、街なみの誘導をつくっていく。36号線、意外に地上部分がずっと壁面が続いてしまうので、ちょっとやっぱりその工夫が欲しいなど。

だから、ターミナル機能があるのは、それはいいと思いますけれども、簡単にいえば道路側に一つ連続した、恐らく区画しなきゃいけないから躯体壁を打った上で、道路側に何か店舗的なものを取れるような建築計画ができたほうが、この擁壁が続くよりはいいだろうなという感じがちょっとしますよね。というのが1点と。

それから、上層階に公共のホールが計画されているわけですが、このホールへ至るアクセスの動線というのがちょっとよく分からなかったです。

本当にここ最近、昭和の時代にできた公共ホールとか、地域のコミュニティセンターみたいなものの建替え、新築、改築、建て替えるのはすごく全国的にいっぱいあって、SNSでも相当いいものがいっぱい出てきてはいます。意匠的にも建築計画に、再開発事業と組み合わせたものでもいいものがいっぱい出てきている中で、一つは居場所をつくる、まさにここの方針でも載っているように、人々の多様な交流だとか、居場所をつくるというときに、駅からの動線そのものの移動が楽しいとか、にぎわいの表現だとか、移動動線の途中でもあるんだけど、そういうところにも例えばアベニューみたいなものがあったりとか、いろんな形で滞留空間になって、そこがオープンなにぎわいの交流施設になってくる。いわゆるホールとか、中ホール、小ホールとかのホールの中に入る手前のホワイエだとか、ロビーだとか、交流広場みたいなところの重要性がすごく大事だと思って、その辺りが当然、動線との関係になってくるんですけども、景観、にぎわい、あるいは交流、人とのふれあいみたいな方針が出てくる中で、この大きな箱にどうやってこれが入ってくるのかなど、動線ですよ。多分広場側だと思うんですが、作り方について、どういうふうに景観で変えるのかというのは、交通広場機能と同じぐらいウエートとしては大事なことになるので、そこが大事なかなというのは二つ目の話。

それで、三つ目は、これから事業化をしていく交通広場なので、遅かれ早かれ、いわゆる新しいコミュニティハブになっていくのは間違いはないんですよね、単純なバス広場じゃなくて。

そういうときに広場側のつくりというのが、歩行者系とバス・交通広場系というふうに、割ときちんと分かれちゃっているんだけど、多分この先のあり方って、パーソナルコ

コミュニティとかあるいはスローモビリティみたいな、シニアの人たちのスローモビリティを含めてだけ、そういうのが歩行者系広場の中に入ってくるような、混ざってくるような使われ方が相当されていると思うんです。多分明らかに自動車の交通負担の割合が減っていったって、もう少し公共交通とパーソナルモビリティが増えていく、そのときに広場の作り方だとか、景観の作り方というのが、割と今は歩行者系だけの見栄えというイメージができていたけれども、もう少し広場の中に、高齢者が安全でゆっくり動けるようなモビリティも入ってくるということを前提にしたような広場の作り方が、これからの事業なのでできるといいなと思う。

例えば車いすを使っている人もいるだろうし、いろんな人がいる中で、例えば立面的な景観をつくるときに、高さの問題とか、そういう問題というのは今まであまり意識されなかったけれども、これからやっぱり公共広場はそういうふうになってくるので、その辺はやっぱり環境面から書いてあったほうがいいかなと。つまり事業系でつくっている景観なので、既成市街地のなかの誘導ではないので、新しくつくっていくものなので、そういう話ができるかなと思いましたね。

あと、高層棟のほうは、かなりイメージが少しよくなってきたかなというのが率直な感想ではあります。

あとこれ、みどりは人工芝じゃないですよ、イメージは。天然芝だよという話なんだけれども、どうなんだろう、日陰のところで芝は本当に根付くんだろうとか、ちょっと心配になったりしますけれども。絵と実際はかなり違ってきます。

みどりのところに実は水のイメージがあんまり入ってきていないので、本当はレインガーデンだとか、ランドスケープの作り方で、鷺沼の辺りだと、水とみどりという、潤い空間には水もあってということかなと思いますけどね。

ランドスケープの作り方も、もう少しやっぱり昨今の都市型水害みたいな話も含めると、広場のところだって、単純に芝生があるということよりは、雨水に対応したレインガーデンみたいな空間をつくっていくと。そこには花というキーワードが入っていてもいいかもしれないし、あるいは生物の多様性を支えるみどりというキーワードが入ってきても面白いだろうし、何かそういうことがもう一歩将来的なイメージが引き出せるようなキーワードが入ってくれたら。

(鈴木部会長)

ありがとうございました。

今の有賀委員の御意見について、事務局から何かございましたらお願いします。

(千田課長)

先ほど、交通広場の新しいモビリティへの対応というお話がございましたけれども、今現状では、既存のバス乗り場が4バースあるんですけども、それを6バースに拡充するというような計画でございまして、交通広場の中での一番駅に近いところについて、障害者が乗り入れできるような、そういったスペースも設けながら、今検討のほうを進めてい

るような状況でございます。

また、この建物の下にある、そういったバスとか、障害者の乗降スペース、タクシー、そういったものが入るんですけど、一般車につきましては、ちょっと分かりづらいですけども、右上のパスでいうと一番左上の奥のところに、一般車は一般車単独でそのまま広場ができる予定なんですけど、そういった形でいろいろと分担しながら、整備する予定でございます。

今、新しいモビリティにつきましては、この再開発の進捗に合わせて、交通事業者とバスの乗り入れ等に関しましていろいろと調整する機会も設けますので、そういった中で、新しいモビリティも含めまして、検討のほうは進めていきたいと思っております。

あと、そちらの道路側の擁壁のお話ございましたけれども、確かに駅から、こちらの図面でいうと、高低差がちょっと出てきてしまった関係で、1階部分がちょっと今道路より下がるような感じで、2階の部分が道路より上がるという形なので、擁壁ができてしまうんですけども、そういった道路沿いの空間につきましては、今現在、デッキ広場とか、そういったものにぎわいを創出しながら活用できるようなものは検討しておりますので、多分壁面自体をとというのはちょっとなかなか、どうしてもやっぱり高低差がある関係で擁壁自体は出てきてしまうんですけども、そういった2階レベルとか、そういったところでいろいろと工夫しながら、今、にぎわいについては検討を進めているような状況でございます。

(雛元担当課長)

私のほうからは、今、みどり、水、花壇も含めて御意見をいただいたことに関してなんですけれども、みどりのデザインの、先ほど鈴木部会長のほうからも話があったところで、居心地のよい空間づくりというところで、木陰とか、そういったところもつくりながらということ表現しているんですが、みどりの演出という言葉が、どうしても見た目のこと、見せるためのものというふうに、演出という言葉がちょっと軽い気もしていて、それで深く考えればいろんな計画を含めて演出というふうに、考えていきたいなというところに入れました。

先ほどおっしゃられたように、やっぱり生物多様性を支えるということも、みどりの計画というのがすごく大事になってくると思いますので、その辺の表現はもう一度、皆様に御相談をしながら考えたいと思うのですが、アイデアなどをいただけましたらすごくありがたいなと思っております。

以上です。

(鈴木部会長)

ありがとうございました。有賀委員、よろしいでしょうか。

(有賀委員)

例えば、だからこういうみどりは絵ではみどりなんだけれども、実際はどういうふうに、天然芝を張るということにはならないですよ、多分。なるにしても、例えばこういう階

段の下までみどりが回り込むというのにはあり得ないので、実際はこうならないと思います。現実的には。一部、日当たりのいいところに何か区切ってあって、芝があるかもしれないけれども。だから絵は絵として理解はもちろんするので、みどりの議論に関していうと、もう少し実装を想定したときに本当に本来の意味があるみどりになれるのかというところの書き方が大事、だから雨水浸透というのにも必要だろうし、いわゆる温暖化対策というのでもどこかに必要なかもしれないし。だから、いわゆるアクセサリとしてのみどり時代はもう終わっているのだから、こういうみどりは多分ないだろうなという感じがするんですけども、実際には。あるいは土系のものをもっと入れるとか、ウッドチップみたいなもののイメージだったりとか、その辺の、つまり事業でつくっていくということは、いろんなことができる可能性があるのだからその辺は、もう少し、再開発事業でつくっていく誘導方針みたいなものをきちんと書いてあってもいいんじゃないかなと思います。

(鈴木部会長)

事務局のほうはいかがでしょう。

(雛元担当課長)

この基準の中に、その言葉を入れ込んでいくということによろしいですか。

(有賀委員)

何ページでしょうか。

(雛元担当課長)

24ページです。

(有賀委員)

⑤のみどりのデザインのところを割とさらっと書いてあるじゃないですか。景観形成答申じゃなくて、ここは基準のページなので、基準というところが、これに沿って事業者が設定をして計画したりしたときに、基準に合っていますか、合っていませんかとか、判断できるようにしておかないと、努力目標ではないんだよね、基準は。

だから、そういうやっぱり書き方をするとすると、割とこの1、2、3、4にはちょっと方針的に今は書かれているんだけど、ちゃんと基準の文書にしたほうがいいんじゃないですかねという意味で、先ほどのようなディテールをちゃんと考えないと基準にならないんじゃないですかという。

だから、例えば色彩なんかは基準じゃないですか。それと比べたときに、基準のレベル感が非常にまだまだちょっと抽象的になっちゃっているのだから、そこは基準にしましょうねという。

多分、⑤のところは、私の感じだったら全部考えないと駄目じゃないかなと感じがします。つくり方をどうするんだという基準。

(鈴木部会長)

事務局のほうはいかがでしょう。

(雛元担当課長)

今の御意見を含めまして、ちゃんと基準として成り立つような書き方というのをこちらで検討して、また皆様の御意見をいただくような形にしたいと思います。ありがとうございます。

(鈴木部会長)

では、そのように、よろしくご検討をお願いいたします。

それでは、ほかの委員の皆様から。依田委員、お願いします。

(依田委員)

私のほうから、大きく二つ、色彩に関して質問したいものが。

1点目は、景観形成方針が大分クリアになったので、色彩の基準の考え方がすごく分かりやすくなったかなというふうに思うのですが、今こちらの資料を見ていたのですが、かなり難解な基準だなという気がしています。恐らく中低層部に無彩色を使ってほしくないという意図からこういう基準になっているのかなというふうに思うのですが、無彩色駄目、イコール1以上にしてくださいねということだと思のですが、なかなかあんまり見ない形になっているので、恐らく絵を入れたほうが良いと思います。絵も一緒に入れないとちょっと全体に分かりにくいかなというところがあります。

彩度1というのが、多分無彩色を避けるために、無彩色がこういう色に対して、それを避けるために1というのがあるんですけど、彩度1だとこれぐらいあるんですけど、これと無彩色の間にもう一つ0.5というのがあるんですけど、恐らくマンセル色彩基準のほうに1とNの間がないから作りようがないのかなというふうに思ったんですけど、実際に運用していく上では、0.5ぐらいの色も認めるような何かにしておいたほうが良いかなというふうに思ったのが1点です。

この基準を読むと、つまり高層部に関しては、全く強調色を認めないという形になっているという理解でよろしいでしょうか。

(雛元担当課長)

そのとおりです。

(依田委員)

なので0.5は結構私も仕事をしていて使うので、無彩色じゃないけど少し暖かみのある色で0.5というのは使うので、基準上は書き切れなくて今1とかになっていると思うのですが、何かいい書き方はないかなというのがちょっと御相談です。

あと、もう1点は、工作物系の色についても何か一つ書いておいたほうが良いかなというのがありまして、今、同じ行為の制限のところ、敷地・広場というところで、舗装材については色を使ったものにするとか、アースカラーにするというふうに書いてあるので、同じように、例えばフェンスとかが出てきたときに真っ白よりはやはりダークブラウンとか、黒とかのほうが良いので、落ち着いた色にするとか、目立ちにくいものにするという言葉は少し入っていると安心かなという気がしました。

以上です。

(鈴木部会長)

ありがとうございました。

今の御意見について、事務局からいかがでしょうか。

(雛元担当課長)

まず、素材のほうを先に申し上げます。確かに、素材だけではなく、御意見、まさにそのとおりだと思いますので、そちらのほうも記載を追記するような形で検討したいと思います。

中低層部の色の件なんですけれども、彩度を1以上とした部分は小杉町1・2丁目地区で1以上としていますので、小杉よりさらに鷺沼のほうが住宅地に近い。それから周辺の色調調査で結構暖色系、色が入ったものが使われている、無彩色はほとんどなかったということで、小杉との合わせ技というか、そちらのほうをこちらにも適用することにして1以上としたんですけれども、0.5でも十分というか、より色彩の計画がしやすいという委員の御ご提案であれば、皆様のほうで御検討いただきまして、表現はまたご相談しますけれども、そちらの基準を適用しようと思いますが、皆様、いかがでしょうか。

(鈴木部会長)

では、話題になった0.5という彩度ですね。この考え方について、依田委員のほうから意見が求められておりますので、ほかの委員の皆様から……。

(依田委員)

すみません、もう1個あって。

中低層部から45メートル以下となっているので、高層部は無彩色が使えることになっているので、ちょっと今、中低層部となっている基壇部のところの高さとの関係がよく分かっていないのですが、下手すると変なところから無彩色が使えたりとかするのかなとちらっと思ったりしていて、1とか0.5とかいっても実際にはタイルなんかを作ったときに0.7ぐらいあったといったときに、もう四捨五入で1でいいですねというぐらいの緩さがあったほうがいいなという意味で申し上げました。

(鈴木部会長)

今、別の問題提起で、中層部45メートルという、その考え方というのを、何で判断基準とみなされたのかという、改めてお考えをお示しいただけますか。

45メートルというと15階ぐらいからになると思うんですけれども、全体の立面図の中で、この建物の高さがどのぐらいのところから中層部、低層部と分かれているのかというのが分かればいいのかと思うんですけれども。

(有賀委員)

今の依田委員が指摘されたところ、数字上で0.5というふうに、記載を1じゃなくて下げたらどうかという提案だと思うのですが、後半に言われたことは、実際、運用上のタイルについても、あるいは塗料についても材料によっては実際にマンセルがぴったりなかなかないというのを見ていたということだと思うんですが、それで一つとしては1という

表現のもと、0.7ぐらいでもいいというようなところあれば1でもいいかなとは思っています。

というのは、多分、川崎市の景観計画の上位のほうのいろんな推奨基準でも0.5はあまりできていないので、多分ここで鷺沼の地区のところだけ0.5というのは、ちょっとやっぱり全体の整合性からいうと若干気になるところがありますので、もし変えるのであれば、次、景観計画全体変えるときに0.5というのは表現上いけるかどうかという宿題にしておくというのはあるかなと思いますが、今のさっきの話だと、実際には1で読めるというお話だと僕は理解したので、可能であればちょっといいかなと思いますけど。

(鈴木部会長)

ありがとうございました。

委員の皆さん、いかがでしょうか。小泉委員。

(小泉委員)

それは今の色の表記の話ですよ。

(鈴木部会長)

今、0.5という基準を受け入れるか、1というかという。

(小泉委員)

今の依田委員の御意見はきっとそういう御経験をたくさんされている中で実感することだと思うので。それをちゃんと適切な計画であるということで扱っていくようなバックグラウンドとしての大きい基準ということであれば1でもよいと思うのですけれども。今ここで議論していることが運用上落ちてしまわないようにしていただければよいのではと思って伺っていました。

(鈴木部会長)

ありがとうございます。

依田委員はいかがでしょう。

(依田委員)

それでいいと思います。

(鈴木部会長)

そうしましたら、よい御指摘をいただいたと思いますので、1というふうはこの場ではしておいて、ただし、実際のタイルの素材を計ったときに柔軟に応じて0.7とか、そういうものがあつた場合については、状況に応じて柔軟な判断をするような特記事項とか、そういうのはどこかに書いておく。厳密に1.0じゃないと駄目、以下じゃないと駄目とかということでもなしに、そういう現状を踏まえた柔軟な対応も考えられるというようなことをどこかに付記いただくということで、よろしいでしょうか。

(雛元担当課長)

そのような形で、私たちも実際審査していて、自然の素材に近いタイルを作ったものとか、あとは色が混じっているようなものと明確にぴったり合わないというところもあ

りますので、無彩色でないということが重要だと思いますので、記載の内容についてはちょっと検討を、注記するとかというところでやりたいと思います。

先ほどの45メートルの件なんですけれども、下の商業とか、公共のほうは45メートルを超えない範囲で計画をされておりますので、そこで区切っているところです。

ただ、中低層部の無彩色をなくそうといったとき、高層部のほうは今無彩色からオーケーとなっているんですけれども、そちらのほうを検討し損ねてしまったところがありますので、高層部分の無彩色をどうするかというところについてもちょっと検討をさせていただきたいと思います。

(鈴木部会長)

御説明のあった断面図がありますよね。資料ナンバー、もうちょっと前のほうに、この断面図を大きくしていただくと、ここに階数が載せておまして、45メートル、大体15階ぐらいと考えるとすると、高層の住宅棟の下のほうが入るという感じになりますね、15階ですと。

そうすると、そこが区分になるのは何かおかしい感じもしますので、この図面のとおり1階3メートルとすれば、住宅棟のところはこういう基準を当てはめて、低層部のホールとか、基壇部に関してはこういう基準を当てはめるという区切りのほうが分かりやすいような気がしますけれども。

川崎市のほかの地区で、例えば中層部、高層部を分けて45メートルを標準的に使っているということはありません。

(雛元担当課長)

例えば、小杉のほうでいきますと、地区によって低層部、高層部ということで20メートルで区切っていたり、30メートルで区切っていたりということで、計画に合わせて何メートルを超えない部分はこうしようというふうに検討しているところがありますので、今回45メートルという表記にさせていただいたと思います。

(鈴木部会長)

一律に45メートルというよりも、最終的にいくらかかるとしても、住宅棟はどうであって、大ホールとか、公共棟はどうであるというほうが分かりやすいのかなと思いますので、御検討いただければと思いますが。

依田委員は、そのことに関してはどうでしょうか。

(依田委員)

先ほど、中高層部を45メートル以下で設計されているとおっしゃっていましたね。なので、合っているのだなと思って納得しました。ありがとうございます。

(雛元担当課長)

一つよろしいでしょうか。

依田委員のほうでお考えのことをお聞かせ願いたいんですけれども、高層部がやっぱり無彩色はオーケーになっていて、中低層部は駄目というところ、無彩色の高層と中低層の

バランスについて御意見等あればお願いします。

(依田委員)

私は、普通に中高層部がNであってはいけないとは全く考えてはおりません。変なところで切れたら嫌だなというぐらい、1とゼロの間のグラデーションができないのが困るなという印象です。

(雛元担当課長)

分かりました。ありがとうございます。

(鈴木部会長)

さっきの繰り返しというか、確認になりますけれども、断面図において高層の住宅棟の途中で色が変わるとい、そういうデザインもなくはないですけれども、この地区、住宅があって、下に公共施設があるというふうに考えれば、住宅棟は住宅で一つの基準であって、低層部は一つの基準で、そこで差が生じるのは、それはもうむしろ分かりやすいと思いますので、その辺も含めて御検討いただければと思います。

まだ少々お時間がございますので、小泉委員、お願いします。

(小泉委員)

事業進捗の状況の御報告をいただいたところですが。今回いろいろと資料をお送りいただいて、事前に御説明いただき、前回の議事録を少し読み返していました。前回のいろいろな議論がキーワードになったことについて、丁寧に答えてくださっているのがとてもよく分かります。分かりやすい資料をありがとうございました。

今、とても具体的に、これまでのところ議論が進んでいる中、ちょっといつも私は少し的外れなところをつつく感じかもしれませんが。このページの右下のところに太字で、これまでの検討に加え、組合として駅と再開発事業の連携による回遊性・利便性の向上に向けて検討しているところだと書いていただいています。具体的にはこれからどんなことがさらに検討で加わって、よいものが公開されるのだろうかということを考えていました。

というのが、前回も言っても仕方ないのではないかとということはずっと言っていたのですが。今、この計画エリアの話をしているのですが、鷺沼の駅とまちというふうに考えたときに、やはり駅の向こう辺り、西側がとても特徴的です。あちら側から見てもこの大きな新しい開発のエリアがもちろん見えますし、駅を中心にして一体感のあるエリアでもあります。そこを今回の計画の区域とは反対側で違うのですよということで区切ってしまうので考えたいです。回遊性とか利便性とか一体感というような、先ほどのキーワードにもなっていた魅力的な駅まち空間の創出というときに、この新しいところは、と区切るのではなく。これは事業者さんと、むしろ私たちのほうの仕事かもしれないのですが。そういうような事柄についても、ぜひ建築ではなくても、みどりでも、何かの課題、例えば活動でもよいです、つないでいく働きかけを、できてからスタートしようというのではなくて、こういう計画があるよ、進んでいるよということをいろいろと公表されたりとか、進

んでいく中で、つないでいくようなことを何かしていただけているのか、そういう計画があるのかを、ぜひ教えてください。

(千田課長)

駅まち空間についての御質問だと思うんですけども、この再開発事業自体が鷺沼駅に隣接した北側のほうを再開発していくような形なんですけれども、ちょっと先ほどと重複するところはあるんですけども、当然、鷺沼の再開発というだけではなくて、駅とか、駅前広場周辺、市街地、そういったところを一体に捉えて魅力的な空間にしようと。ただ、駅を挟んだ南北のまちの一体化の調整とか、鷺沼再開発だけじゃなくて、反対側も含めて、そういったものを醸成していこうと。

また、できたものをしっかりと活用していかなければいけないので、拡充した駅前広場のほうを積極的な活用に向けて、再開発の関係者といろいろと協議を行っているような状況でございます。

具体的にはというところなんですけれども、現段階ではまだ具体的に、例えば駅がこうなるとか、再開発するビルがどうなるとか、そういったところはまだ示してはいただけないような状況でございますが、細かいことになりますけれども、今までの検討に加え関係者と調整を実施していると、資料の表現では太字になっていますけれども、進んだ形で、組合と詳細を検討しています。

当然、駅を挟んで南側には住宅街もありますし、今後、昭和大学の学生さんたちも来られますので、そういったところの連携というのも重要な要素になりますので、引き続き、再開発の準備組合等に対しては、今年度検討をしっかりと進めていただくとともに、具体的なものを示せるように要望してまいりたいと思います。

(鈴木部会長)

ありがとうございました。

小泉委員、よろしいでしょうか。

(小泉委員)

ありがとうございます。

以前、皆さんで見学に行ったときに、駅は今回の計画と違うのですが、とのことでしたが。あれから時間が経って少しずつ巻き込まれるように進められていることが、今の御説明で分かって少し安心しました。よろしく願いいたします。

(鈴木部会長)

高永委員、お願いします。

(高永委員)

小泉委員のお話を聞いて、私も少し外の話にそろそろ目を向けてきているのかなということが分かったので、このタイミングで申し上げるんですけども、南北に今はブリッジが渡っている下の道路、車道になると思うんですけども、あと大きな街区を囲む車道の

周りの道路照明、とても重要だと思います。開発に関わるころはこういった基準がなされてきているので、かなりよくなっていくのかもしれないです。市のほうの道路のほうに進むとだんだんこう、先細りになっていって、議論がなされないままぶしい街路灯になってしまったり、または、見学に行ったときに、商店街のポール灯が特注でとてもかわいらしい手作り感のある照明が東西共通してあったんですよね。そういったことで、すごく親しみ感があったなと思うんですけども、そういう感覚も継承していったらいいんじゃないかなということをもう一度お伝えしておきたいなと思います。

(鈴木部会長)

ありがとうございました。

今の高永委員の御意見について、いかがでしょうか。

(千田課長)

ちょっと今現在設計を進めているというところで、具体的にちょっとお話ができないんですけれども、駅とか、道路とか、商店街の照明とか、そういったところについての御意見があったことは準備組合のほうにしっかりと伝えてまいりますので、今後の検討の中で参考とさせていただきたいと思います。

(高永委員)

ありがとうございます。

(鈴木部会長)

ほかに何か、委員の皆様方、よろしいでしょうか。

ちょっと最後に、私のほうから、一つだけ補足させていただければと思いますが。

水循環ということを申し上げましたけれども、この地区は建蔽率が85%ぐらい、相当高い地域で、地表面からの浸透というのは限られるかなと思うんですけども、最近やはり猛暑ともにゲリラ豪雨というか、それも頻発ということで、何らかの形で雨水の処理とか再利用というものも、ぜひ検討いただければなと思っております。周辺地区への下水道の負荷を軽減するとともに、この地区内でも相当みどりがあるということで、そういう散水とか、路面に散水して温度を冷やすとかということで、やはり水資源のほうまで有効に使うということも御検討いただきたいと思います。

では、よろしいでしょうか。

委員の皆様方には大変熱心な御議論をいただいて、ありがとうございました。

それで、今御議論いただいたことは、午後の審議会の議題にもなっておりますので、事務局さんには、御説明の際に今、部会でくださった意見についても、併せてお話いただければと思います。

では、続きまして、(2) その他ですが、事務局から何かございますでしょうか。

(雛元担当課長)

特にございませぬ。

(鈴木部会長)

ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年度第1回川崎市都市景観審議委員会専門部会を閉会いたします。

それでは、事務局に進行をお返しいたします。

(雛元担当課長)

御審議ありがとうございました。